

第12期「ちば食育サポート企業」募集要項

1 趣旨

千葉県内で食育を県民運動として展開するため、従業員等に対する食育を実施したり、公的機関等が実施する食育活動に支援・協力するなど、社会貢献活動として自ら食育活動に取り組む企業を「ちば食育サポート企業」として登録し、千葉県ホームページなどで紹介する。

2 登録期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

3 募集期間

令和7年10月31日（金）～令和7年11月28日（金）

※募集期間外も随時申込は受け付ける

4 応募要件

応募できる企業等は、次の（１）～（５）の要件をすべて満たす企業・協同組合等とする。なお宗教法人、政治団体は含まない。

（１）千葉県内に事業所を有していること、又は千葉県を事業エリアとして担当者を配置していること。

（２）千葉県が進める食育に賛同する企業等で、次の「5 企業等が取り組む食育活動」のいずれかの食育活動を行っていること。

（３）名称、連絡先、活動内容等の公開に同意し、問合せ等に対応すること。

（４）食育活動は社会貢献活動の一環として行うものであり、非営利であること。

（５）登録を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号(以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを

除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(7)自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ)暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ)県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 企業等が取り組む食育活動

(1)事業所において、従業員や職員向けに行う食育活動

①食生活の改善(食に関する啓発・講習や、社員食堂等での健康に配慮したメニューの提供等)

②地産地消の推進(社員食堂等での地場産物の利用・紹介等)

③家庭での食育の推進(ワークライフバランスの取組による共食の推進等)

(2)県民に対し、社会貢献活動として実施する食育活動

なお原則として千葉県全域を対象とした活動とし、1つの市町村のみを対象とする活動は含めない。

①見学・体験の受入(農林漁業体験、食品製造・流通・販売等見学の受入)

②講師の派遣(出前講座等に従業員や職員を講師として派遣)

③物品の提供(商品、農林水産物、広報資料等の提供)

④イベント開催・協力(食育イベントや地場産物を使用した料理教室等の開催、出展等)

⑤その他

6 登録及び公開等

(1)登録に当たって、入会金・会費等は徴収しない。

(2)応募のあった企業等について「4 応募要件」に合致する場合は「ちば食育サポート企業」として登録し、県のホームページで公開する。

(3)ちば食育サポート企業名簿を作成し、県関係機関および市町村に情報

提供する。

(4) 登録企業等の取組について、県のホームページ等で公開する。

(5) 次の場合は、登録を抹消する。

ア 登録企業等から、辞退の申し出があったとき。なお登録企業等は、任意の書面によりその旨を申し出ることにより、登録を辞退することができる。

イ 4の要件を満たさないこと、または9の事項に反する活動が確認されたとき

ウ その他登録に相応しくない事由が発生したとき

7 応募方法

ちば電子申請サービスにより申込むこと。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=51892

なおちば電子申請サービスによりがたい場合は、登録申込書に必要事項を記入の上、「8 問合せ先」へ提出する。

8 問合せ先

千葉県農林水産部 環境農業推進課 食育推進班

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-3092

ファックス：043-201-2623

Eメール：syokuiku@mz.pref.chiba.lg.jp

9 遵守事項

ちば食育サポート企業は、食育活動を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 原則として無償で行い、要する経費は企業等が負担すること。ただし5

(2) の取組において、実習等に伴う経費（材料費・旅費等）の負担が発生する場合、ちば食育サポート企業と依頼者等で十分な調整をすることを前提として、その限りではない。

(2) 政治活動や宗教的活動を伴った取組を行わないこと。

(3) 資格取得や勧誘行為、販売促進、商品宣伝等を主目的とした活動を行わないこと。

(4) 法令等又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動を行わないこと。